

鳥取県保育士等修学資金貸付金 返還免除条件に該当する施設について

R6.6.19

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例実施要綱	鳥取県保育士等修学資金貸付規則	鳥取県保育士等修学資金貸付規則実施要	具体の施設例	
ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設(助産施設を除く。)				乳児院、母子生活支援施設、保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センター	
イ 学校教育法第1条に規定する幼稚園				幼稚園、幼稚園型認定こども園	
ウ 児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設				認可外保育施設、地方裁量型認定こども園	
エ アからウまでに掲げるもののほか、児童の保育又は教育を行う施設であって知事が別に定めるもの	(1) 児童福祉法第7条第1項に規定する母子生活支援施設、児童厚生施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター			母子生活支援施設、児童厚生施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター (※免除条例と重複)	
		ウ 児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設		認可外保育施設、地方裁量型認定こども園 (※免除条例と重複)	
		エ 次に掲げる事業のいずれかを行う施設	(ア)	指定児童発達支援事業	
		(ア) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業	(イ)	指定放課後等デイサービス事業者	
		(イ) 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業	(ウ)	自立援助ホーム	
		(ウ) 児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業	(エ)	放課後児童クラブ等	
		(エ) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業	(オ)	認定こども園等での一時預かり事業	
		(オ) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業			
		オ 病気の児童又は病気の回復期にある児童を一時的に預り、必要な保育を行う施設			病児保育施設、病後児保育施設
		カ アからオに掲げるもののほか、児童の保育又は教育を行う施設であって知事が別に定めるもの		(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条の4に規定する児童を一時保護する施設	
(2) 児童福祉法第18条の6に規定する指定保育士養成施設				指定保育士養成施設(県内は鳥取大学、鳥取短期大学)	
(3) 民間企業や病院等の雇用主が、労働者が養育している子ども等に対して託児サービスを提供する事業所内保育施設				事業所内保育施設	
(4) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う施設				地域型保育事業所	